第十八条第一項の表第十九条の六第一項第一号の項中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同項の前に次のように加える。

第十九条の三の三第一項	道路管理者は	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は
	当該道路管理者	機構
	道路管理者	機構
第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで		

	地方道路公社は	
	当該地方道路公社	
	地方道路公社	

第十八条第一項の表第十九条の十二から第十九条の十四までの項を削り、同条第二項の表第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の九、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四の項中「第十九条の六第一項第一号」を「第十九条の三の三、第十九条の六第一項第一号」に改め、同条第三項の表第十九条の三第一項の項の次に次のように加える。

第十九条の三の三第一項	道路管理者は	国土交通大臣は
	当該道路管理者	国土交通大臣
	道路管理者	国土交通大臣
第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで		

	機構は	
	機構	
	機構	

第十八条第三項の表第十九条の十二から第十九条の十四までの項を削る。

第三条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第百一条第四号及び第五号、第百二条第一号、第三号及び第四号、第百三条、第百四条第一号の項中「第三十八条第一項」の下に「、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項」を加え、「第百一条第四号及び第五号、第百二条第一号、第三号及び第四号、第百三条、第百四条第一号」を「第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号」に改め、同表第三十八条第二項、第九十三条の項中「第三十八条第二項」の下に「、第三十九条の四第四項」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項	道路管理者は
第三十九条の二第一項、第六十四条第一項	道路管理者の
第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）
第三十九条の七第四項	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）
	当該条例又は当該政令

	国土交通大臣は
	国の
	国土交通大臣
	同項の政令
	当該政令

第十二条の表第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項の項を次のように改める。

第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項	道路管理者の

	関係地方整備局又は北海道開発局の

第十二条の表第六十四条第一項の項を次のように改める。

第六十四条第一項	割増金、第二十五条の規定に基づく料金	割増金
	道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	国

第十三条の表第十九条の三第一項の項の次に次のように加える。

第十九条の三の二	同条第一項本文中	これらの規定中「指定区間内の国道」とあるのは「高速自動車国道」と、同条第一項本文中
第十九条の三の三第一項、第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項	道路管理者は	国土交通大臣は
第十九条の三の三第一項	当該道路管理者	国土交通大臣
第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四	道路管理者	国土交通大臣

第十三条の表第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項の項及び第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四の項を削る。